

令和6年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）議事次第

日時：令和6年6月11日（火）午後2時から午後5時まで
会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

1 開会

2 教育委員会挨拶

[指導部長]

3 議事

(1) 諮問事項審議

ア 全体会①

[管理課長]

審議事項について

イ 分科会

[各担当指導主事]

令和7～10年度使用教科書調査研究資料（中学校）について

ウ 全体会②

分科会で審議した調査研究資料についての報告、答申案の審議

(2) 答申

4 事務連絡

[管理課長]

5 教育委員会挨拶

[指導部長]

6 閉会

《参 考》 審議会開催予定

東京都教科用図書選定審議会（第3回） 令和6年7月4日（木）午後

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

	荒井友香	武蔵野市教育委員会指導課長
	池庄司好美	文京区立第十中学校主幹教諭
	池谷光二	武蔵村山市教育委員会教育長
	小野田由夏	東京都特別支援学校PTA連合会会長
	風間由紀子	東京都公立中学校PTA協議会派遣理事
	勝嶋憲子	都立富士高等学校附属中学校長（統括校長）
	金子智雄	豊島区教育委員会教育長
副会長	清野正	渋谷区立渋谷本町学園統括校長
	小池巳世	都立北特別支援学校長（統括校長）
	佐藤浩	日本体育大学教授
	執行純子	大田区立入新井第一小学校長
	田中晴恵	昭島市教育委員会統括指導主事
会長	中西郁	十文字学園女子大学教授
	袴田紗依子	都教育庁都立学校教育部特別支援教育課長
	比嘉竜也	都立三鷹中等教育学校主幹教諭
	平原保	府中市教育委員会教育委員
	細田真司	大田区教育委員会指導課長
	武藤道郎	芝中学高等学校長
	矢野祐子	都立墨東特別支援学校指導教諭
	山口真佐子	桜美林大学特任教授

東京都教科用図書選定審議会（第2回） 東京都教育庁事務局職員名簿

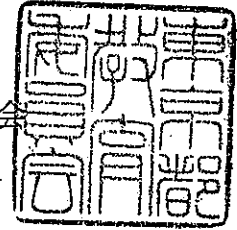
職 名	名 前
指 導 部 長	山 田 道 人
管 理 課 長	荒 木 進 太 郎
義 務 教 育 指 導 課 長	坂 本 教 喜
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	中 村 大 介
高 等 学 校 教 育 指 導 課 長	市 村 裕 子



6 教指管第 5 5 号
令和 6 年 4 月 1 6 日

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会



諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第 10 条及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第 11 条及び同法施行令第 8 条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理 由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理 由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和 7 年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理 由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。



令和6年4月16日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 中西 有



教科書の採択方針について（答申）

令和6年4月16日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和7年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等

を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部・中学部）の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和6年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

東京都教科用図書選定審議会(第2回) 分科会構成(案)

	委員	種目	会場
第1分科会	荒風比 井間嘉 委委委 員員員	国語 書写 技術・家庭(家庭分野)	306
第2分科会	池田細武 谷中田藤 委委委 員員員	理科 社会(地理的分野) 地図	307
第3分科会	執中袴 行西田 委委委 員員員	社会(公民的分野) 数学 美術	404
第4分科会	佐平矢 藤原野 委委委 員員員	社会(歴史的分野) 保健体育 技術・家庭(技術分野)	414
第5分科会	池小清 庄野野 司田 委委委 員員員	英語 道德 音楽(一般) 音楽(器楽合奏)	415